

指定管理者の指定について（港区立伝統文化交流館）

本案は、伝統文化交流館の指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

名 称	位 置
港区立伝統文化交流館	港区芝浦一丁目11番15号

- 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内
伝統文化交流館運営共同事業体
（代表団体） 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
（構成団体） 大星ビル管理株式会社

- 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

【現在の指定管理者】

- 伝統文化交流館運営共同事業体
（代表団体） 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
（構成団体） 株式会社小学館集英社プロダクション
（構成団体） 大星ビル管理株式会社